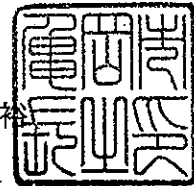


亀岡市告示第189号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定により、特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月26日

亀岡市長 桂川 孝裕



特定生産緑地の区域及び面積  
別紙のとおり